

自治会での他団体の会費集金等には注意

～ 社会福祉協議会費や募金の支払いは任意で行うもの ～

◆慣習化してきた各種会費や募金の実質強制集金

野田市の自治会の中には、毎年の自治会費の集金に合わせて社会福祉協議会費や安全協会費、消防後援会費、あおいそら会費などの自治会とは独立した他団体の会費や募金をあたかも自治会に加入すると支払わなければならないかのような誤解を与える方法で集金しているところも多いようです。しかし、本来これらの会費は、各個人が各団体の活動に賛同するなどした場合に自由な意思で支払う性格のもので、集金に疑問を感じても、ご近所関係の悪化を心配するなどして、言い出せない人がほとんどでしょう。

◆最高裁は強制集金を違法と判断した！

自治会費で募金
徴収無効が確定
最高裁

赤い羽根共同募金や日赤への寄付を自治会決議に基づき会費徴収できるかどうか争われた訴訟の上告審で最高裁第一小法廷（横尾和子裁判長）は三日、自治会側の上告を退ける決定をした。「思想、信条の自由を侵害する」として決議を無効と認め反対住民側の逆転勝訴とした二審大阪高裁判決が確定した。

高裁判決によると、滋賀県甲賀市の希望ヶ丘自治会は、募金や寄付金を集める班長らの負担軽減のため、二〇〇六年三月の総会で年会費を六千円から八千円に増額し、増額分を募金や寄付金に充てる決議をした。これに反

東京新聞 2008年4月4日 夕刊

対する住民五人が、決議の無効を求め提訴。一審大津地裁判決は「思想信条への影響は抽象的。増額には必要性、合理性がある」と請求を棄却したが、大阪高裁は「募金や寄付は任意でなされるべきだ。決議による徴収は事実上の強制で、社会的許容限度を超えている」と判断した。

◆具体的な見直しの事例

野田市中央地区の中野台第8自治会では、住民からの問題提起を受けて、早速、役員会で協議し、自治会費(3900円)の集金時に、社会福祉協議会費(500円)、安全協会費(100円)、消防後援会費(300円)、あおいそら会費(300円)の支払いは任意であることを説明し、各会の活動に賛同する方からのみ集金することに2018年度から改めました。

加えて、赤十字募金や赤い羽根共同募金については、それぞれ春と秋に班長さんが募金活動を行うこととした。

違法性を認識し、素早い対応をした中野台第8自治会には拍手を送りたい！

◆野田市も自治会長に注意喚起

本件は、当会が2017年3月に自治会連合会会長に公開質問状で問題提起し、6月議会では、議員も一般質問で指摘しました。市当局も違法性ありと認識し、早速、自治会長会議で注意喚起を行いました。しかし、自治会側の理解が進まず全く対応がされていないか、部分的な見直しがされただけの状況です。野田市は、今後、再度の周知をしております。



野田市を良くする市民の会 <http://noda.ongaeshi.biz>